

(1) 事業の目的

都市計画道路（自転車歩行者道含む）を整備することにより、交通事故のない安全で快適な自転車・歩行者空間を確保することを目的とする。

(2) 指標：県管理道路の通学路のうち、歩道整備済（簡易整備を含む）の道路延長の割合向上

通学路における歩道整備や交差点改良などに合わせた歩行空間整備など、歩行者や自転車の安全な通行空間確保に資する街路事業の事業箇所を対象とした。

指標の達成状況

平成29年度末の最終実績値は72.7%であり、目標（75.0%）を達成できなかったが、一部の事業箇所では当計画期間内に街路整備（歩道整備）が完了するなど、安全で快適な自転車・歩行者空間の確保は確実に広がりを見せている。

計画の成果目標	定量的指標			
	H25当初	H29末最終目標	H29末最終実績	H29末達成率
県管理道路の通学路 [※] のうち、歩道整備済（簡易整備を含む）の道路延長の割合	71.0% (600.1km / 844.8km)	75.0% (633.6km / 844.8km)	72.7% (614.0km / 844.8km)	42.5%

※ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき指定された道路 [(歩道整備済延長) / (通学路延長 (H24交安法指定))] (単位: km)

(3) 指標に関連する実施事例

49-A7 (都) 葛川下俣線 (掛川市十九首) (歩道整備)



(4) 定量指標以外の効果発現状況

- ・都市計画道路（幹線街路）の整備により、地域間交流の活性化と交通円滑化による産業活動の支援を図るとともに、生活道路に流入していた通過交通を転換させ、安全で快適な都市生活環境の確保が図られている。

- ・電線共同溝の整備により、景観への阻害や地震時の電柱倒壊による道路閉塞等の被害の防止に寄与している。

(5) 今後の方針と目標達成見込み

引き続き、関係市町と連携し、交通事故のない安全で快適な自転車・歩行者空間の確保に努めるとともに、通学路等の身近な道路の交通安全対策等、効果的な交通安全対策を進めていく。

残る事業箇所については、新たな整備計画にて事業を継続し、早期完了を目指す。